

危険物新聞

新制度危険物取扱者試験

7月14日(日)府大で

乙種1、2、4類と丙種

消防試験研究センターによる初めての大坂府下の昭和60年度第1回危険物取扱者試験は7月14日(日)に実施されることになった。

- ▷試験日 7月14日(日)
- ▷試験場 大阪府立大学
- ▷試験種目 乙種第1、2、4類と丙種
- ▷願書受付 6月11、12日
- ▷受付場所 大阪府職員会館

講習は、枚方(乙4)、豊中(丙)でも

なお、受験準備講習会は、別掲のとおり、5月下旬から6月下旬にかけて、大阪、堺、茨木、枚方、豊中など9会場で実施する。

2月の危険物取扱者試験

甲種53%、乙種4類39%

大阪府では、2月24日に実施した昭和59年度第3回危険物取扱者試験の結果を3月25日に発表した。その結果は次のとおり。

	申請者数	受験者数	合格者数	合格率
甲種	648	633	333	52.6%
乙4類	3,518	3,244	1,274	39.3%

合格率は甲種52.6%、乙種第4類39.3%と甲種、乙種共好成績であり、大阪府実施の最終回の試験としてふさわしい結果となっている。

なお、合格者の免状交付は、4月24日に大阪府職員会館で行なわれる。

第376号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 藤井政雄

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717-5910

定価 1部 50円

優秀作品に松本油脂の木村氏外2氏

懸賞論文入選決まる

の大坂府危険物安全協会では、危険物安全管理に関する論文を募集していたが、府下各事業所から15点が応募、慎重に審査の結果、優秀賞に木村氏外2氏、優良賞に坂下氏外3氏が入選した。

〈優秀賞〉

- 「化学工場の防災への道」 木村允一(松本油脂製薬㈱)
- 「三等技術者の回想」 川端晟司(三国製薬工業㈱)
- 「自主防爆防災月間に臨んで」 植木誠太郎(扶桑化学工業㈱)

〈優良賞〉

- 「原料及び製品受扱い設備に於ける安全管理」

坂下 博(大阪石油化学㈱泉北工業所)

「10年間の安全防災活動」

高木 清(大日本インキ化学工業㈱吹田工場)

「我が職場の危険物安全管理について」

森脇 昭(大日本インキ化学工業㈱吹田工場)

「我社の防災活動」

河野 正明(高圧化学工業㈱)

大阪府の保安講習

いよ
いよ 6月下旬から

昭和60年度大阪府危険物取扱者保安講習は今年も府下各市で実施されるが、従前の実施期間を延長し、6月下旬から翌年2月にわたり行われる予定である。なお、本年度から政令改正により受講手数料が2,700円に値上げされるので、従前、受講者負担としていたテキスト代(850円)は不要となり、テキストは新しく編集されたものを受講者全員に配布されることになった。

<懸賞論文・優秀賞>

『化学工場の防災への道』

松本油脂製薬㈱

木村允一

化学工場の保安の確保は常に最優先する、という経営理念のもとに、当社においても「爆発火災の防止と快適な作業環境の確立」をスローガンに、全社員四百数十名が一丸となって日夜努力しております。

当社の主な製品は各種界面活性剤、合成糊料、有機化学品で、繊維、金属、建設、農薬、電気、薬品などの各業界に製品を提供しております。

しかし最近の技術革新や情報化時代への移行の中で「ファインケミカルズ」または「スペシャリティケミカルズ」と呼ばれる少量多品種の製品の生産が要望され保安と安全性の確保がさらに高度化し難しさを増してきております。

化学工場での火災とか爆発、さらには公害という大きな事故を出せば社会的な制裁を受け、会社の存続を危うくすることは周知の事実であります。

それではどのような方法で保安の確保を図ればよいのか、私たちの会社が進めてきた道のりを紹介したいと思います。一言いえば今までの防災への道のりは平坦ではありませんでしたし、又今後も平坦な道ではないと思います。

昭和30年代の後半には、労働災害件数は不休災害を含め年間約40件ほど発生し中には不具者になる人も出ました。

また火事の件数も多く「火事だ！」といえば「松本油脂やろ！」と八尾市消防本部（署）の消防隊がよく駆けつけ

てくれたものです。

その内、遂に昭和41年の秋、非イオン界面活性剤製造プラントで、さ細なことからボヤを出し従業員の一人が焼死すると、言う創業以来始めての死亡災害が発生しました。

「こんなことは二度とご免だ」全社員が決意を固めました。同時に経営陣も「悲しみを乗り越えて事故の起きない職場づくり」にまい進しました。

当時の金で事故のあったプラントと危険物施設の改善に数億円を投じ設備の安全化を図ったことを記憶しております。しかし、職場の安全を確保するには設備の安全化だけでは到底災害を防ぐことは出来ません。

それを取扱うオペレーターの能力が問題になります。

化学工場の事故の八割以上がヒューマンエラーすなわち人的要因によって惹き起されているとのことから、法的（労働基準法）には必要でなかった専任安全管理者制度を自主的に作り、その任務と権限を明確にしました。それは死亡災害が発生した翌年の12月であります。

その任務の主なものとして、教育と保安点検ならびに訓練の企画運営でした。

一番困ったのは安全教育で、人前であまり話をするのが嫌いな私には、上司や年輩者の前で安全についての話をすることが足がすくむ思いでしたがこれが私の任務だと自己に言い聞かせ、毎日来る日も来る日も各職場を巡回し、事故の恐ろしさと悲惨さを訴えると共に改善を指摘しました



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ

スプリンクラー設備

防災のことならサンワにお任せください

ドレンチャー設備

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

泡消火設備

株式会社 三和商会

ガス消火設備

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号

粉末消火設備

〒550 電話 (06) 443-2456(代)

自動火災報知設備

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

避難設備

〒547 電話 (06) 707-3341



が、当時はまだ安全装置を取りつけると、作業能率が下がるという作業能率を隠れみのにし、反発する面もありましたが、自分の安全は自分で守ることが、家庭の安全へつながり、職場の安全につながるとの基本姿勢を崩さずに、一つ一つの実践の中から社員の安全意識の高揚に努めました。

さらに、社内教育だけではなく、機会あるごとに社外での安全講習会にも積極的に参加してもらいました。

また、当社に入社した男子社員には、会社の費用で高圧ガスと危険物の資格取得の受験と関連する実務及び、受講を義務付け教育の推進を図ってきた結果、今日までその資格の取得率は男子社員約300名に対し、高圧ガス65名(22%)、危険物210名(70%)になっております。

なお、安全衛生法に基づく技能講習とか資格取得講習会へも参画させ安全、防災に対する技能の向上に努めております。

安全点検につきましては「自分たちの設備は自分たちで守る」という自主保安の考えのもとに、作業前、運転時、終業時の日常点検はもとより、特に月例、年次点検に重点を置いて実施しました。

先にも述べたとおり、当社は少量多品種の受注生産が多いため、当初、月例、年次点検を計画的に進めることは相当、困難な壁がありました。

1カ月のうちの3旬(毎月11日から20日の間)に1週間から10日間運転を止め点検日とするために月の前半で圧縮生産をするという計画です。

そんなことをしたら営業、販売に影響するとの反論が聞かれましたが、工場の立地条件からみて、住宅が隣接しており火災とか爆発事故、または公害という大きな事故を出せば会社の存続を根底から揺がすことにもなりかねないとのことから計画生産に踏み切りました。

年次点検についても高圧ガス、危険物施設など危険性の高い設備は半年に1回あるいは年1回計画的に約20日間運転を停止し、開放、解体検査をいつも設備を運転している

オペレーター及び職場員の手で行い、化学機械技術の体得と知識の向上改善に役立てることを目的として実践に移しました。

消防用設備等の点検を欠かせないものとのことから毎月1日を「安全の日」とし、火元責任者による消火器(約400本)の点検と消火栓の点検を行っています。

そのほか3カ月に1回自動火災報知設備、ガス検知器、遠隔非常散水装置、非常注水装置などの作動点検も欠かさず実施してきました。

これらの点検と併せてパトロールも頻繁に実施しており、毎日社員が輪番制で午前と午後の2回危険物と高圧ガス施設のパトロールのほか、工場周辺および民家の中を通るパトロールも実施し付近住民の意見や声を聴き情報交換しそれを改善策の一つとして反映させることにしました。

それ以外にも、社員による夜間休祭日の高圧ガス危険物保安パトロール、安全衛生パトロールなど点検チェックリストに基づく点検を実施し異常の早期発見に努め、異常とか、不安全状態(物の面)、不安全行動(人の面)を見つけた時は、直ぐに誰れでもが勧告できる安全勧告制度を設け、必ず勧告者に回答するように義務付けました。

しかし勧告されても「予算が無いので出来ない」との口述では正されなければ安全を推進する上で大きな妨げとなるので、専任安全管理者の判断で使用出来る安全対策費として年間400万円の予算が計上され、勧告改善とか安全推進費として毎年運営しております。

訓練につきましても、万が一非常事態が発生した時に直ぐに体で対応策がとれるよう毎月一回(原則として10日)消防訓練計画により、消防ポンプ車2台と三分隊による消火、救助、避難誘導訓練を実施し、毎年歳末には八尾市消防本部の消防ポンプ車、救急車の応援出動による歳末総合消防訓練を合同で実施し防災意識の高揚とその実践に努めています。

尚、生産職場においても非常時の措置訓練をこの訓練日

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

に合わせて実施しております。

化学工場では、火災とか地震、落雷などによる停電、断水事故が発生した時の非常時の措置を誤れば二次災害へつながります。

特に重合反応のように発熱反応をするものは停電とか断水により搅拌冷却が出来ないために反応が暴走することがありますので一刻も早く処置をとる必要があります。

そのために非常用電源、エンジンポンプによる非常用水の送水、非常散水装置の作動等がありますが最終手段として非常用加圧水を製品の中に注入し冷却する方法ですが、注入すると製品が完全にオシャカ（不良品）になり廃棄処分する以外にないので、それを恐れて担当のオペレーターが上司の許可を受けるために右往左往していたのでは非常時の処置が遅れ、大災害につながっているケースがあります。

す。

そこで当社では機を逸することのないよう担当オペレーターの判断で処置し事後報告するよう非常時の処置相定を定め訓練をしております。

その外、加熱バルブの閉、冷却バルブの開などバルブに色別した表示板を取り付け、開閉の状態を「○○ヨシ！」と指差呼称訓練も兼ねて実施しております。

この指差呼称訓練は最近始めたばかりで、大声を出すのが恥らしいとか、照れくさいの域を出ていないのが実状ですが化学工場では唯一人の誤操作が社運を左右することになるので他の化学工場でも盛んに行われていることです。

国鉄百年の歴史の中に生まれたこの指差呼称運動が今さら、なぜ各企業で見直され実践されているかと言うことです。

それは人間は通常の状態において本質的に2.8パーセントのエラーをする確率があるということです。

このエラーを防止するには私たちの大脳表皮を刺激すれば著しくエラーが減少すると言われています。

どのようにすれば大脳表皮を刺激することが出来るのかと言うことですが、その一つとして指を差す動作だけで、手の筋錘という神経繊維を刺激し、1.5パーセントにエラーが減り、次に喚呼することにより口の咬筋神経を刺激しエラーが1.25パーセント減少し、この両方、すなわち指差呼称すると何とエラーが0.85パーセント、指数にすると72パーセントもエラーが減るとの統計が出ております。

当社においてもこのヒューマンエラーを無くするために「品質は工程で作りこもう、作業は指差呼称で確実に！」を目標に作業の要所、要所を指差し大声で呼称する運動を展開しておりますが、更に習慣として定着させたいと考えております。おわりに化学工場で一番大切なことは火気の管理です。

危険物とか高圧ガスという可燃性、爆発性の物を取扱う



ポイント、着々。

消火装置・警報装置・避難設備・消火器

防災のトータルプランナー **YAMATO**

ヤマトは、
綿密な防災企画の立案
優秀な防災機器の開発
そして、
最新の防災技術を駆使する
ことによって、
着々と
防災ポイントをあげています。

ヤマト消防器株式会社 SINCE 1918

関係上、着火源となる裸火、点火源、静電気、摩擦熱、断熱圧縮などの要因となるものを一つでも取り除く必要があります。

その内特に構内工事での火気の使用には危険が伴いますので、火気使用許可制度を確立し、工事に着手する前に、周辺職場長の承認印を受けることと、危険な場所での工事にはガス検知器で事前点検を必ず実施し立会責任者を指命し安全を確認したのちに始めて火気の使用を許可しております。

また外来工事者についても同様に事前に「安全のしおり」を手交し安全誓約をして頂いてから工事に着手しております。

以上のようにわが社なりの防災活動をみんなで考え進めてきました結果、爆発、火災事故は昭和41年の秋に発生したボヤ以来18年間火災事故は「ゼロ」を続けております。

また、労働災害の面においても業種別（その他の化学工業）の最長無災害記録1,273万時間（約13年間）を達成することも出来ました。

昭和54年7月に労働大臣優良賞、翌年の5月に大阪府危険物安全協会長表彰と名誉ある賞を頂きましたが、これらの記録とか賞はすでに過去のものであり、明日への保証ではないと思います。

今日の一日、一日が、また一秒、一秒の細心の注意の積み重ねが、地道ではありますが、明日への防災への道へとつながって行くのではないでしょうか。

しかし災害はいつ、どこで芽を吹き出すか分かりません。

みんなで潜在災害の摘発に努め「事故に学ぶな危険予知」の精神と「人命は地球より重し」の人間尊重の基盤に立って先取り安全を進めて行くことしか、これから防災への道はないものと考えている昨今です。

質疑応答

〔質疑〕定期点検について（長崎県）

標記について下記の疑義が生じたので御教示願います。
記

- 1 乙種危険物取扱者が消防法第14条の3の2に基づく定期点検を行うことができる施設は、当該乙種危険物取扱者が取り扱える危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う製造所等に限られるのか。
- 2 危険物施設保安員が消防法第14条の3の2に基づく定期点検を行うことができる施設は、危険物施設保安員として定められている製造所等に限られるのか。
- 3 丙種危険物取扱者が立会をして危険物取扱者以外の者が定期点検を行える製造所等はあるのか。

〔回答〕消防庁 59.7.13 危第75号

1及び2 貴見のとおり。

- 3 丙種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設に限って、可能である。

〔質疑〕危険物の判定について（大阪府）

別添1 高揮発性溶剤（アセトン）と樹脂（酢酸セルロース）の混合物の液状の判定方法について

消防法別表備考2中の液体の判定につきましては、昭和39年7月23日付け自消丙予発第71号「消防法別表備考1に定める危険物第4類石油類の「常温で液状となるもの」の取扱いについて」の通達により運用しているところですが、アセトンと酢酸セルロースの混合物については下記のような問題点が見受けられます。

つきましては、この種の混合物等の液状の判定方法としてかかる方法によることが適當なものかどうか、適當でない場合これにかわる方法としていかなる方法があるのかあわせて御教示願います。

消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

なお、アセトンと酢酸セルロースの混合比はアセトン72重量%、酢酸セルロース28重量%であります。

記

摂氏20度まで加熱するため溶剤であるアセトンは、開栓と同時に蒸発し表面が硬化を起し膜状のものを形成するため通達で示されているB線まで到達しないが液内部は粘性が低く流動性がある。

別添2 発泡ポリウレタン原液について

今般、管内某事業所より冷凍コンテナの断熱材として、外板パネル内に充填する発泡ポリウレタンの原液として別紙に示すような物品を取り扱いたい旨の申し出がありました。これについて下記のような疑義が生じましたので御教示願います。

記

- 1 消防法別表に示す危険物に該当するか。
- 2 該当するとすれば第4類石油類に該当するものと考えられるが
 - (1) 品名は何に該当するか。
 - (2) 数量算定の方法は原液全てを算定するのか、それとも原液中の危険物だけをもって算定するのか。

原液原料組成

既存化学物質番号	化 学 物 質 名	A ₁ (wt%)	A ₂ (wt%)
7-759	ポリエーテルポリオール (シュークローズ系)	22.6	25.3
7-761	ポリエーテルポリオール (脂肪族アミン系)	22.6	25.3
7-763	ポリエーテルポリオール (芳香族アミン系)	22.6	25.3
2-2365	トリクロロモノフルオロメタン	23.4	14.4
2-1941	クロロアルキンフッ素フェート	6.8	7.6
7-477	ポリアルキン水素シロキサン		
2-156		2.0	2.1
2-297			
合計		100	100

〔回答〕消防庁 58.12.22 危第139号

別添1について

設問のような物品の場合は、昭和39年7月23日付け自消丙予発第71号「消防法別表備考1に定める危険物第4類石油類の『常温で液状となるもの』の取扱いについて」の液状の判定に関する基準のうち操作2・3において、コルク栓を密栓のまま温度計を試料液面上に引き上げることにより、判定操作を行われたい。

別添2について

1 添付された資料から判断すれば、A₁・A₂ともに消防法別表に掲げる危険物に該当しない。

2 1により承知されたい。

〔質疑〕ラネニッケル触媒（展開品）に係る危険物の判定について（大阪府）

ラネニッケル合金粉末（ニッケルとアルミニウムの組成がほぼ1対1で、粒度が200メッシュ通過するもの。）については、既に第2類金属粉Bに該当するという行政実例がある（昭和45年11月26日付け消防予第242号）。

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する ①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)

△△△
安全追求の時代。
産業界で今、注目されている
防・消火機器!
放電加工専用自動消火装置
(イング2A)
各種産業機械用自動消火装置
(キャビネット)
(ネス・フランジ消火器)

株式会社 初田製作所
本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒5573 TEL. (0720) 56-1281㈹
大阪支社
大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 TEL. (06) 473-4870
京都枚方営業所
大阪府枚方市招提田近3丁目5番地 TEL. (0720) 56-1280

80年代ハツタのロマン●ハツタのロマンはお客様と共に進みます●ハツタのロマンは市場を豊かにします●ハツタのロマンは技術革新に挑戦します

このラネーニッケル合金粉末を苛性ソーダ水溶液によりアルミニウムを溶解し、水洗して水中に貯蔵したもの（展開品という。）は、危険物に該当するか。該当すれば、その品名は何か。なお、展開品の組成、性状等は次のとおりである。

1 組成

ニッケル粉 (200メッシュ通過)	5kg
水	

2 貯蔵

上記ニッケル粉と水をポリ袋（厚さ0.1mm）に入れ、輪ゴムで密封し、それを18ℓ缶に入れ、缶のふたはガム

テープ等により密封する。

3 性状

乾燥して空気に触れると自然発火する可能性がある。しかし、水を切った状態でも含水率は約60%あり、シール水が漏洩しても直ちに発火することはない。

〔回答〕消防庁59.8.6危第84号

設問の物品は、消防法別表に掲げる危険物第2類金属粉Bに該当する。なお、数量の算定にあっては、水分を除いたニッケル粉の重量をもって算定するので、念のため申し添える。

大阪市消防局長に南元氏

大阪市は4月1日付で局部長級の異動を発令したが、檜崎浩二局長は勇退され、新局長に南元氏が就任された。

▷消防局長 南元秀彌（大阪市土地開発公社理事長）
▷任消防正監 危険物課長 松穂齊治（危険物課長）
〔退職〕局長 檜崎浩二

大阪府消防防災課長に南氏

大阪府では4月1日付で人事異動を発令したが、関係部課は次のとおり、なお、行政改革に伴い消防防災課の機構が一部変り、予防係と火薬電気指導係が統合され、防火保安係が設けられた。

▷消防防災課長 南敏夫（経済振興課参事） ▷消防防災課参事 安部四郎（職業対策課）
▷防火保安係長 大谷直毅（火薬電気指導係長） ▷防火保安係主査 小山吉次郎（地方課）
〔退職〕消防防災課長 松永孝行（同氏は日本消防協会へ）

堺・高石消防長に中森氏

大阪府下消防本部消防長等の異動は次のとおり。

▷堺市高石市消防長 中森正和

▷岸和田市消防長 西村元治

▷交野市消防長 古賀三徳 ▷次長兼署長 中尾春治

大阪消防の電話は0119番

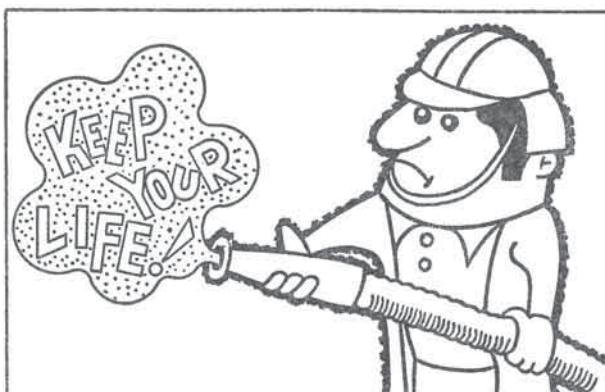
大阪市消防局では、局及び各消防署の加入電話番号を、「火災は119」にちなみ、4月1日から一せいに、局番0119番に変更した。

参考図書等のご案内

■ 危険物安全管理必携	2500円
■ 図解危険物施設の早わかり ①	2500円
■ // ②	3000円
■ // ③	2800円
■ // ④	2600円
■ 大阪市火災予防条例 (60.1.1.改正)	500円
■ 各種定期点検記録表 (様式)	

大阪市危険物安全協会 06-531-5910

武藤孝之介氏（元大阪ガス専務）3月30日大阪厚生年金病院で死去された。同氏は大阪市危険物安全協会第16代会長をつとめられた。



消防機器の
トップ・メーカー

消防自動車から消火器まで



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20

☎ 06(751)1351 (大代表)

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和60年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

期 別		講 習 日	時 間	会 場
乙 種 類	1 期	5月27日(月)、6月7日(金) 6月18日(火)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	2 期	5月29日(水)、6月10日(月)	9時30分～16時	大阪府商工会館
	3 期	6月6日(木)、6月19日(水)	10時～16時30分	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) (安井町バス停ヨリ3分)
	4 期	6月5日(水)、6月17日(月)	9時30分～16時	茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	6月4日(火)、6月21日(金)	10時～16時30分	枚方市民会館 (京阪枚方市駅ヨリ3分)
	6 期 (夜)	6/4(火)、6/11(火)、6/13(木) 6/18(火)、6/20(木)、6/25(火)	18時～20時30分	大阪府商工会館
	日曜コース	6月2日(日)、6月16日(日) 6月23日(日)	9時30分～16時30分	大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ約5分)
	A 組	6月3日(月)	10時～16時	大阪府商工会館
丙 種	B 組	6月28日(金)	10時～16時	豊中市民会館 (阪急曾根駅ヨリ2分)

(注) 1期で4類のみ受験者は、5月27日と6月7日の2日間です。科目免除者の各論撰択受講を取扱います。

夜間及び日曜コースは、初心者向き講議とし、延約15時間とし、もぎテストを行います。

2. 受付期間と場所

受付場所		日 時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中市防火安全協会	5月20日(月)午前 9:30～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会	5月20日(月)午後 2:00～4:00
枚方消防署内 (京阪・枚方市駅より南へ5分)	枚方市防火協会	5月21日(火)午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前)	守口消防署	5月21日(火)午後 2:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会	5月22日(水)午後 2:00～3:30
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分)	東大阪市西防火協力会	5月22日(水)午前10:00～11:30
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前)	堺防災協会	5月23日(木)午後 2:00～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	大阪府危険物安全協会	5月24日(金)午後 1:00～4:00 5月25日(土)午前 9:00～11:00

3. 夜間コース、日曜コースの申込方法

夜間(定員63名)、日曜(定員100名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費(テキスト代を含む)

種類		会員	会員外	備考
乙 種	1期	8,000円 (2,000円)	9,000円 (2,000円)	()は科目免除でテキストは含まない。
	2期・3期・4期・5期	8,000円	9,000円	
	6期(夜)	10,000円	12,000円	
	日曜コース	11,000円	13,000円	
丙種		3,000円	4,000円	